



# 農地法とその対策

# 目次

1. はじめに
2. 複雑かつ難解な役所の文書
3. 整理してみると
4. 農地法
5. いろいろな通達を整理すると営農型発電施設は
6. 下部の農地における営農計画書は
7. 必要な知見を有する者の意見書
8. 民法上の土地賃貸
9. 全てリサイクル出来る単管パイプ方式
10. まとめ

# 1. はじめに

いろいろな行政からの  
複雑で難解な文章を

簡単に整理して

その対策とする。

農地法自体は変えずに、その解釈を変えることで農地でエネルギーを発生することが許された。

しかし行政の分づらい文章と、責任をとろうとしない姿勢が事業者の意欲を著しく削ぎ、地元本庄では営業型太陽光発電の先例はゼロである。事業の先鞭をつけるためには理論を整理して問題を読み解くことが必要である。当実証実験を基にマニュアルを作成して、当ゼミをその権威の頂点にしたい。

## 2. 複雑かつ難解な役所の文書

農林水産省農村振興局長

経営局農地政策課長

国土交通省住宅局建築指導課長

24 農振第 2657 号  
平成 25 年 3 月 31 日

24 農振第 3797 号  
平成 25 年 3 月 31 日

国住指第 3762 号  
平成 26 年 1 月 28 日

埼玉県知事

関東農政局経営・事業支援部長

各都道府県建築行政主務部長

さいたま農林振興センター

大渋滞

本庄市農業委員会

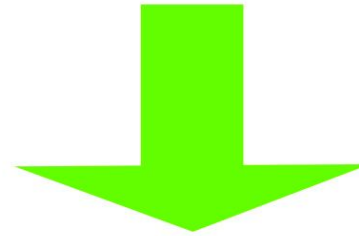
推進

本庄市の実績無し

事業者は立ち往生

### 3. 整理してみると

いくつかの省令や告知を整理すると  
下記の書類を提出すれば良いことがわかる。



営農型発電施設を設置する  
者と下部の農地において  
営農する者が異なる場合

下部の農地における営農  
への影響の見込み又は知見  
を有する者の意見書

下部の農地における  
営農計画書

営農型発電施設の設計図

## 4. 農地法



政令による一時転用



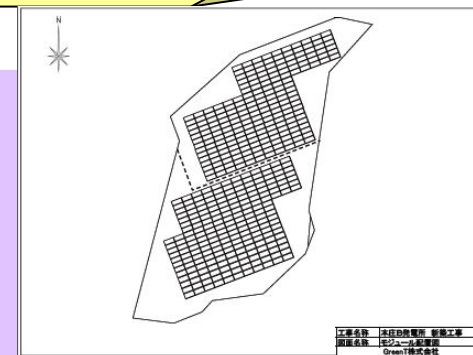
告知による三年期限の転用



三年ごとの更新による営農型太陽光発電の実現

## 5. いろいろな通達を整理すると 営農型発電施設は

- 配置図
- 基礎部分の詳細図面、断面図
- パネルの構造等の企画書
- 年間発電予想、売電収支計算書(10年以上)、パンフ、その他関係資料
- 東電からの事前相談回答書
- 5条の場合一時転用位置図面、面積計算書



## 6. 下部の農地における営農計画書は

- 営農計画書
- 作付け配置図
- 年間の農作業スケジュール
- 販売ルート計画
- 年間収穫量見込み(月ごと集計でも可)
- 年間収支見込計画書

登録 2018年 10月 01日 10:00 印刷 2018年 10月 01日 10:00

営農型発電設備の下部の農地における営農計画書  
及び当該農地における収穫への影響の見込み書

作成年月日 平成 年 月 日

採種者 氏名 株式会社 〇〇〇〇  
所在地 〇〇県 〇〇市 〇〇町 〇〇番 〇〇号  
採種者 氏名 〇〇〇〇 〇〇〇〇  
所在地 〇〇県 〇〇市 〇〇町 〇〇番 〇〇号  
土 地 種 別 〇〇〇〇 〇〇〇〇

1. 営農型発電設備の設置予定している農地の概要

種別	田 地	面積
営農型発電設備の下部の農地	〇〇	〇〇
上記の農地を一律として 営農を行う農地の概	〇〇	〇〇

2. 営農型発電設備の設置予定している農地の農作計画

月	作付け作物名	作付量 (t)
1月	〇〇〇〇	〇〇
2月	〇〇〇〇	〇〇
3月	〇〇〇〇	〇〇

3. 営農型発電設備の設置予定している農地の収穫計画

月	収穫作物名	収穫量 (t)
1月	〇〇〇〇	〇〇
2月	〇〇〇〇	〇〇
3月	〇〇〇〇	〇〇



## 7. 必要な知見を有する者の意見書

- 営農への影響の見込み
- 知見を有する者の、この計画の意見書

知見とは...

普及指導員、農業生産法人、  
大学研究員、農業委員会等



早稲田大学・大学院ホームページより

## 8. 民法上の土地賃貸

- 撤去負担について合意されていることを称する書面
- 撤去費用の見積書、資金計画に計上、その後確保しておく旨の契約書
- 設置する者と下部の農地において営農する者の契約又は覚書等

**営農覚書**  
営農型発電施設  
撤去する際は、  
設置者である  
〇〇が費用を  
負担致します。

# 9. 全てリサイクル出来る単管パイプ方式

単管パイプ と ねじり棒をつかった強くて簡単  
取り外し自由の エコ架台



## 10. まとめ

過去4回の発表は技術的に関する発表であった。しかし今回の発表は、そのイノベーションを実行するための行政対策論である。行政の政令、省令、通達、告知を読み解き、分かりやすく整理する本研究が営農型太陽光発電事業の教科書となり、設置認可の日本におけるスタンダードなることを目標にしたい。

**早稲田からのスタンダード**